

## ○可茂衛生施設利用組合ホームページバナー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、可茂衛生施設利用組合ホームページへの広告掲載に関し、可茂衛生施設利用組合広告掲載取扱要綱（令和元年可茂衛生施設利用組合訓令甲第3号。以下「広告要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、バナー広告とは、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）のホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトにリンクするものをいう。

(広告の種類及び範囲)

第3条 組合のホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

2 組合のホームページに広告を掲載することができる者、広告のデザイン及びリンク先のウェブサイトの内容の範囲は、広告要綱第4条及び第5条の基準に基づくものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ 大 縦100ピクセル×横300ピクセル  
小 縦 50ピクセル×横150ピクセル

画像形式 GIF（アニメ及び透過GIF 不可）、JPEG、PNG

データ容量 30KB以下

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告の掲載位置及び枠数は、管理者が別に指定する。

(広告掲載の申請及び決定)

第6条 広告の掲載を希望する者は、掲載を希望する月の前々月の末日（当該末日が土、日、祝日、年末年始等の閉庁日の場合にあつては、当該末日の直前の開庁日）までに可茂衛生施設利用組合ホームページバナー広告掲載申請書（別記様式）に掲載を希望する広告の原稿を添えて、管理者に申請するものとする。ただし、広告の掲載枠に空きがある場合において、管理者が認めるときは締切日以後であっても申請できるものとする。

2 管理者は、前項の申請があつたときは、広告の内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。この場合において、掲載を認めないことを決定したときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(広告の作成及び提出)

第7条 版下原稿の作成は広告主の負担において行い、広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、組合に完全原稿を電子メール又は電子記録媒体により提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とし、12月を限度として複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、掲載期限については、当該年度の3月31日までとする。

2 広告の掲載を開始する日は、当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日は、当該広告を掲載する月の末日とする。

4 広告の掲載期間中において、広告主の責めに帰さない理由により組合が1日を超える期間にわたり広告を掲載できなかった場合の取扱いについては、組合と広告主で別途協議により決定する。ただし、次の各号に該当する場合は、特に対応しないものとする。

(1) 機器等の保守のため組合のホームページを一時停止した場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告掲載料)

第9条 広告一枠の掲載料は、次のとおりとし、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

大 縦100ピクセル×横300ピクセル 月額8,000円(税別)

小 縦50ピクセル×横150ピクセル 月額5,000円(税別)

2 広告主は、広告を掲載する月(複数月にわたり連続して掲載する場合にあっては、掲載開始月)の前月20日までに、広告掲載料を納付するものとする。ただし、第6条第1項ただし書の規定による申請があった場合は、この限りでない。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は、広告掲載の決定後においても、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告掲載を取り下げようとするものは、広告を取り下げる月の前月10日までに書面により管理者へ申し出るものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 管理者は、広告主からの広告掲載の取り下げがあった場合において、広告要綱第12条第1項の規定に準じ、過納付分を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の停止又は取消し)

第12条 管理者は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を停止し、又は取消することができる。

(1) 広告主が、この要領に違反し、又は偽りその他不正な手段により広告掲載の決定を受けたとき。

(2) リンク先のウェブサイトが事前の連絡なく閉鎖されたとき。

(3) リンク先のウェブサイトの内容が、申請時から変更され、広告要綱第4条又は第5条の各号のいずれかの基準を満たさなくなったとき。

(4) コンピュータウイルスの感染等により、リンク先のウェブサイトの正常なサイト運営が困難であると管理者が判断したとき。

2 前項の規定による停止又は取消しにより広告主が受けた損害については、管理者はその賠償の責めを負わない。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第6条関係）

可茂衛生施設利用組合ホームページバナー広告掲載申請書

年 月 日

可茂衛生施設利用組合管理者 様

広告掲載希望者

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

連絡先（電話番号・FAX）

可茂衛生施設利用組合広告掲載取扱要綱及び可茂衛生施設利用組合ホームページバナー広告取扱要領に同意し、可茂衛生施設利用組合ホームページへのバナー広告の掲載を申請します。

なお、構成市町村における税及び可茂衛生施設利用組合の施設使用料等の滞納はありません。

リンク先アドレス	
e-mail	
バナー広告の内容	別添のとおり（印刷物及びデータ）
掲載希望期間	年 月 日から 月間（連続12月まで）
広告の規格	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 小
広告主の概要	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり
備考	

注意：1. バナー広告の規格は、第4条のとおりとする。

2. 掲載期間は、1か月単位

3. リンク先が中止、閉鎖等する場合、申請内容に変更が生じた場合等は、必ず連絡してください。

別記様式（第10条関係）

可茂衛生施設利用組合ホームページバナー広告掲載取り下げ申請書

年 月 日

可茂衛生施設利用組合管理者 様

広告取り下げ希望者

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

連絡先（電話番号・FAX）

可茂衛生施設利用組合ホームページへのバナー広告の掲載を自己の都合により取り下げます。

リンク先アドレス：

掲載取り下げ希望日：